

写

■請願事項

1. 長浜市は、風力発電事業者（株式会社グリーンパワーインベストメント）に対して、高時川の濁水問題の現状と今後の対策、および源流域で計画されている風力発電事業の概要と環境に与える影響に関して、市民へ説明する機会を事業者が継続的に設けるように求めること。
2. 風力発電事業者自らが説明機会を設けない場合、長浜市は事業者を招いて、事業関連の説明を事業者が市民に行う「場」を設けること。

■請願趣旨

長浜市内を縦断する高時川は、旧スキー場の違法な開発の頃から濁水に悩まされ、2022年8月の豪雨以降、強い雨が降るたびにひどく濁っています。これにより、アユの産卵減少・農業用水路への泥堆積・琵琶湖への土砂流入など、住民の生活に深刻な影響が生じ市民に不安が広がっています。

滋賀県が設置した「高時川濁水問題検討会議」は、旧スキー場の土砂が濁りの大きな要因となっていると各種データから結論づけました。こうしたことから源流域での更なる大規模開発は、高時川の濁りをなくさないばかりか、土砂災害のリスクを高めるのではと心配されています。

その高時川源流域では、風力発電事業者による「（仮称）余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業」が計画されていますが、長浜市民のほとんどがその計画内容を知りません。本計画は環境アセスメントの中で、自然環境などへの懸念が多数指摘されており、市や県の意見書、国の勧告のいずれにおいても、「地域住民への丁寧かつ十分な説明を行うこと」を明記しています。しかし、事業者は住民への説明を行うという責任を未だにはたしていません。

そこで、高時川の濁水問題と源流域での風力発電事業計画に関して、市民へ説明する機会を事業者が継続的に設けるよう市が働きかけることを求めます。なお事業者が責任をはたさない場合、市は事業者を招いて、事業関連の説明を事業者が市民に行う「場」を設けることをあわせて求めます。

■請願根拠

○長浜市環境基本条例

- 第4条2 市は、…環境への負荷を少なくするための必要な措置をとらなければなりません。
- 第4条3 市は、市民と事業者の自主的な環境の保全と創造に関する活動を支援するとともに、自ら率先して各種の施策を積極的に推進しなければなりません。
- 第6条2 事業者は、…市が行う環境の保全と創造に関する施策に積極的に参加し、協力しなければなりません。
- 第16条 市は、環境の保全と創造のための活動を促進するため、…環境の状況など環境の保全と創造に関する情報を収集し、提供するよう努力しなければなりません。

○環境影響評価において事業者が、2022年6月に開いた準備書の説明会での発言

（参加者から出された住民との対話継続の要望に対して、担当者は）「対話の実施」を明言